

我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会（第7回）

令和5年12月26日（火）  
15：00～17：00  
法務省会議室

### 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 審 議
  - ・ 意見交換
- 3 閉 会

〈配布資料〉

資料1 論点整理とヒアリング結果概要（令和5年12月26日）

## 論点整理とヒアリング結果概要

令和5年12月26日  
事務局作成**論点1 国の施策として国際仲裁を活性化させる意義・目的**

- 1 国の施策としての国際仲裁活性化の意義・目的をどのように捉えるべきか。例えば、次のような点が考えられる。
  - ① ルールに基づく紛争解決の国際的なインフラである国際仲裁の基盤を日本において整備し、国際仲裁を世界に浸透させることを通じ、法の支配を促進するとともに日本のプレゼンスを向上させる。
  - ② 紛争解決の国際的なインフラである国際仲裁を日本で容易に利用できるようにすることで、日本経済・産業の振興（対日投資の増加、中小企業を含めた日本企業の海外進出の促進、リーガルマーケットの拡大、訪日外国人増加に伴う経済効果等）を行う。
  - ③ 日本企業が海外における国際仲裁を容易に利用できるようにすることで、日本企業の海外進出を促進する。
- 2 上記意義・目的の実現を目指す上で、考慮すべき要素としてはどのようなものがあるか。例えば、次のようなものが考えられる。
  - ① 日本を仲裁地とする第三国仲裁件数
  - ② 国際取引に係る契約書に仲裁条項が盛り込まれた数
  - ③ 日本を仲裁地・審問場所とする国際仲裁件数
  - ④ 国際仲裁のグローバルコミュニティで活躍し得る日本人仲裁人・代理人数
- 3 上記目的の達成において、中立的な第三国性の阻害要因、英語を母国語・公用語としない点、国際仲裁の趨勢であるコモンローではなく大陸法の法体系を有する点など、ロンドン、スイス、シンガポール等のグローバルな国際仲裁センターと異なる前提についてどのように認識し、それを踏まえた戦略をどのように構築するべきか。

**(参考：ヒアリング結果概要)**

- 過去5年間の取組は、日本における仲裁の活性化とは具体的に何を目指しているのかということが明確でなかった。日本を仲裁地とすることを目指すのか、日本人仲裁人の活躍を目指すのか、仲裁施設の活躍を目指すのか、いろいろあるが、その辺りをはっきりさせていれば取組方もあった。国が何を優先事項として考えているのかをはっきりさせる必要がある。JCAAの設立経緯に立ち戻ると、日本企業の経済取引にあたり合理的な方法を提供したい、これを日本で行うことにより企業にとってよりハードルの低い方法で解決できる、下請けなど一般的に交渉力の弱い中小企業も交渉上対等な立場に立つことができる。  
(JCAA)

- ある海外の仲裁機関トップは「仲裁機関は国際空港」といていた。日本の企業が仲裁をうまく活用できるようにすることが重要。(小原委員)
- 我が国における国際仲裁を活性化することは、日本企業が国際紛争において不利な立場に置かれることを防ぐ、経済的な波及効果を生み出すなどの意義がある。日本で仲裁ができない場合も、海外で日本企業が仲裁に巻き込まれたときに勝つべき仲裁で勝っていくために日本人の仲裁弁護士の層を厚くする必要がある。(小松弁護士)
- 海外からの対日直接投資の増加のための法的インフラとして日本における仲裁・調停を位置付けることができる。外国企業が日本に拠点を持った際の外資系企業と日本の間での紛争を取り込むことを想定。(田村氏)
- 日本を仲裁地とすることが日本企業にとって有利であることを理由に、日本企業の交渉力に頼って日本を仲裁地とする仲裁事件を増やすことを短期的に目指すことは理解できるが、本当にそれがいいのか、長期的には日本での仲裁が契約当事者双方にとってリーズナブルなコストで、迅速かつ公正・公平に紛争解決できることが重要であり、そのことが日本の仲裁に対する国際的信頼性を高める。日本企業にとって日本での仲裁が有利と強調することに短期的には理解するが、長期的にそれがいいかについては素朴な疑問を感じる。本来、日本の仲裁を真に活性化させようとするれば、日本語という壁、極東という日本の位置を乗り越えて、日本の仲裁機関が、日本企業のみならず、海外企業にとっても、公平・公正であり、適切かつ迅速な手続の下で双方が納得できる解決を提供し、その実績に基づく国際的評価や信頼を得ることが何よりも大切であり、目標とすべき。理念として、海外企業間取引において、第三国仲裁として日本を仲裁地とし、日本の仲裁機関を選択する仲裁合意がなせるようになることこそが本来的な目標ではないか。仲裁地を日本、仲裁人を日本人とすることで日本企業を守るという発想では、日本での仲裁を増やすという短期的な課題は解決できるかもしれないが、理想とすべき日本仲裁の将来を見据えた議論にはつながらないように感じる。(中井弁護士)
- シンガポールは、第三国同士の紛争において仲裁ハブとなることを主眼に戦略を立てている。他方、日本は、日本企業が仲裁地として日本を選択することができるというのが一つの視点としてあるが、日本企業の交渉力が日本を仲裁地にできるほど強い局面は比較的限られており、年々それが減っている。M&A案件で日本企業が仲裁地日本にこだわるのであれば、そういったことを言わない国と比べて必ずしも交渉力が強いとはいえない。日本は、国内に産業があり地政学的中立性がない、国語が英語でない、法体系がコモンローでない、日本法は英国法やシンガポール法のように中立的準拠法としての機能を有していない、地理的にもアジア極東にあるなど、出発点において不利な点が多く、近い将来に変わる見込みはなかなかない。もっとも、数少ない場面かもしれないが、日本企業の交渉上の立場が圧倒的に強い時に、自国での仲裁に持ち込めるよう環境整備をすべきである。そういう意味で件数の多寡を追い求めるべきでない。日本が国際的な仲裁地として十分な評価を得られるようにするためには、相当の覚悟が必要であり、腰を落ち着けて冷静な目標設定の上、じっくり取り組む

- ことが必要。(小松弁護士)
- シンガポールが今日のような仲裁ハブになるまでには長期間を要した。シンガポール政府は、シンガポールを国際金融都市とするための戦略の一環として国際仲裁のハブを目指すこととし、専用施設(マックスウェル・チャンバース)の提供のほか、外国弁護士が仲裁人・代理人としてシンガポールで法律事務を取り扱うことを認めたり、外国法律事務所等がシンガポールに事務所を開設する際の免税措置等の規制緩和や、仲裁関係者が滞在するホテルや移動手段等の価格を他の仲裁地と比較して割安にするなど、様々な取組を長期間かけて行った。 S I A Cにおいても、市場の期待に沿った仲裁規則を整備したり、最終的な仲裁人の報酬がどのくらいになるかを当事者が明確に分かるようにした。(ラオ氏)
  - マックスウェル・チャンバースは、単なる審問施設ではなく、シンガポールの様々なADR機関の中心地である。同施設が開設されるまでは、シンガポールも仲裁地として認知されていなかった。日本の仲裁審問施設の閉鎖は再考すべき。(ラオ氏)
  - スイスは、伝統的な中立性・多文化主義、とりわけ冷戦期を含む過去150年にわたる努力により国際的な紛争解決の場としての地位を獲得した。(ダサー氏)
  - 韓国で仲裁振興法ができたのは、貿易立国として、安定的で信頼できる紛争解決システムが必要との認識があったから。外国投資を呼び入れるに当たって、安定した予見可能な仲裁システムが必要という認識による。K C A Bは年間400～500件の仲裁事件を扱っているものの、民事訴訟事件は100万件以上あるため、韓国国内において仲裁の利用促進を一層図る必要がある。(キム氏)
  - 国際仲裁は、自然発生的に増えていくものではなく、国家政策的な面が重要。JIDRC 施設の閉鎖は大変残念であったが、今後、国家政策として何かアピールできるものを作ることを検討すべき。日本の仲裁振興の取組は緒についたばかりであり、国内裁判制度と並ぶ国際紛争解決の手法として、長い期間をかけて育てていくべき。(フリーマン弁護士)
  - 仲裁振興に税金を投入するのは、仲裁関係者の利益のためではない。公益があるため行うもの。国際仲裁は、当事者自身が関与し選択できる判断者に従うという意味で、いわば自分達の手作りの制度が法や条約により支えられているので、「法の支配」の促進という公益に資する。「法の支配」を推進するための一施策として、日本企業だけでなく外国企業も含めて国際仲裁を利用しやすい環境を整備することは、国際社会への貢献に資するといえる。日本企業に対しては、仲裁地を日本とできない場合も、少なくとも、外国での仲裁とすることで法の支配が享受できるようにすること、外国企業に対しても、日本が仲裁を振興しており、外国企業でも安心して使ってもらえるという安心材料を提供することが投資促進に資するもので、公益性がある。(道垣内教授)

## 論点2 我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備

我が国が仲裁地として国内外のユーザーに選ばれるために必要な国際的な評価向上のための環境整備として、仲裁フレンドリーな法制度整備・運用環境整備や、我が国に存在する仲裁機関の評価向上等が考えられるが、そのためには、どのような取組を推進すべきか。例えば、次のようなものが考えられる。

### 【仲裁フレンドリーな法制度整備・運用環境整備】

#### ① 仲裁に関する裁判官への啓発活動の実施

### 【我が国を拠点とする仲裁機関の国際的評価の向上のための取組】

- ② 海外の仲裁人材の組織内への取り込み（マネジメントサイドへの取り込み、コートメンバーやアドバイザリーボディ、ケースマネジメントチームへの取り込み、仲裁規則改定への参画等）と多様性の確保
- ③ 仲裁規則の在り方（独自規定の位置付け）の整理。加えて、国内外のユーザーに向けたアピール方法の検討。
- ④ 仲裁人報酬の在り方の整理。加えて、国内外の仲裁人候補者に向けたアピール方法の検討。
- ⑤ 仲裁機関を国内外に効果的にアピールするための海外仲裁機関等との連携に向けた戦略（大陸法系のプラクティスの利点と欠点を踏まえたマーケティングを含む。）の検討

### （参考：ヒアリング結果概要）

- 仲裁法をUNCITRALモデル法と整合させる2023年の法改正は、国際仲裁に親和性の高い法域としての日本の魅力を高めることが期待される。信頼される司法環境が整備されていることや、国際的な渡航が容易であることなどのインフラ面も、仲裁地としての日本の比較優位性として挙げられる。（ICC）
- 国際仲裁は手続法であるが、手続法だけが国際標準化しても国際標準になったとは言い難い。司法インフラや取引法、ファイナンス等の準拠法の実務も含めて国際標準化する必要がある。（高畑弁護士）
- 意識啓発については、継続が必要。コロナ禍でできなかった海外への打ち出しをもっとやるべきであり、裁判所の意識向上も重要であり、次年度以降も講演などを継続いただきたい。（JIDRC）
- 仲裁実務家が仲裁地を選択するのは、その国の司法が仲裁事件を適切に取り扱うとの信頼があるからである。このような信頼が、日本の司法に対して、既に世界的にあるかは不明。信頼性を向上させるには、2つの方法がある 第一に、日本の裁判所に持ち込まれる数少ない仲裁事件を特別の裁判所に集中させることであり、これは、仲裁法の改正によって、実現された。第二に、日本の裁判所の仲裁に関する判断が、タイムリーに、詳細かつ容易にアクセス可能な英文

で報告されるようにすることである。DISはドイツ裁判所の最新の仲裁に関する判決を迅速に簡潔にまとめてホームページに公開している。(マーケルト外国法事務弁護士)

- スイスが国際仲裁振興に成功したのは、政府、司法、仲裁コミュニティが、国際仲裁の促進という共通の目的を持ち、緊密に連携・協力していること、司法部門が英語の文書を理解する(これにより翻訳費用と手間が不要となる)こと等がある。例えば、自分も裁判官に対して仲裁の説明を行う会議に参加したことがある。司法が仲裁フレンドリーであるのは我々にとって長年の伝統であり、多くの最高裁判事が仲裁人を務めてきている。(ダサー氏)
- 最近、ドイツ連邦司法省は、ドイツにおける商事裁判所の設立のための法律案を提示した。我々は、仲裁手続と裁判手続との間は、競争ではないと受け止めており、この動きは、リーガルセンターとしてのドイツを強化するものである。英語で行われる裁判手続が仲裁と同様に促進されることは、有益なことであると思う。(シャルト氏)
- 予算的に厳しい中で、JCAA仲裁規則を改正して、迅速手続を作ったりし、仲裁の当事者には丁寧に説明したりチェックポイントを作成したりし、認知度の向上を図っている。また、組織体制の点では、少ない人数だが、外国人2人に広報担当として活躍してもらっている。課題は、事務局にせよ、予算と人材である。今後も、実務家向けの説明をするなどし、潜在的なニーズを掘り起こしていくことに尽きる。セミナーで呼ばれるほか、毎年海外の弁護士から、仲裁人名簿の送付の依頼が来ており、認知度は高まっている。海外への売り込みは、我々ができる限りのことをしているとしか言えない。JCAAの取組が認知されるために我々にできることは限られているので、実務家の方々には、海外の人たちに向けて広報をしていただきたい。(JCAA)
- 海外の仲裁機関は自分の機関が海外からどのように見えるかを重視。日本の仲裁機関も海外の訴求対象とする人材を組織の中に入れていくことで海外の視線を重視しているというメッセージを発信すべき。海外のユーザーの視点をJCAAの組織運営や仲裁手続のアドミニストレーションに反映させる体制がとられていると、海外のユーザーもJCAAを推薦できるのではないか。例えば、海外の仲裁機関をみても、仲裁機関のユーザーとなるターゲット層をコートメンバーといった無報酬の仲裁運営のコアメンバーに入れ、仲裁規則の制定や仲裁事件のアドミニストレーションに関与させている。JCAAが世界水準に則ったケースマネジメントを実施しているということを理解してもらうために何をすべきかが重要。(小原委員)
- 他の主要な国際機関と同様に、ケースマネジメントチームに多様性の要素(女性、国際的資格者等)を加えることを検討すべき。海外の仲裁機関では、その事務局長のほとんどが、仲裁機関とは異なる法域の出身である、女性であるなど、いくつかの「多様性基準」を満たしている。JCAAに対する世界的な評価を高め、国際的な観点から仲裁機関のガバナンスについて意見を述べることを可能にする、日本及び国際的な有力仲裁実務家による「コート」または「アドバイザーリーボディ」の導入を検討すべき。(マーケルト外国法事務弁護士)

- S I A Cは、著名な仲裁人をトップに据えるなど、海外に積極的にプロモーションしている。(J I D R C)
- J C A Aの認知度は、高まってきているとは思いますが、最終的に仲裁地を東京に持ってくるためにどうすればよいかは、まだまだ課題である。I C Cを上手に使ってプロモーションすることを検討することも有用だと思う。(高畑弁護士)
- S I A Cでは、実際に案件がS I A Cに係属しているかどうかにかかわらず、インハウスや仲裁実務家が集まる機会があり、最新のS I A Cの仲裁案件の動向やリーガルカウンセルの育成等について議論している。(高畑弁護士)
- J C A Aの仲裁・調停人リストをアップデートし、I Tなど特定分野に強い人材を増やす仕組みを検討すべき。(田村氏)
- 仲裁規則を他の国際機関の規則に合わせてさらに強化するために、仲裁規則をより簡潔にし、英語版を改善し、いくつかの特異な規定(共同仲裁人の同時任命、仲裁人の長の選定に関して、当事者同士が指名した仲裁人との接触を禁止する規定、大規模かつ複雑な事件であっても仲裁人報酬に上限が設けられていること、反対意見表明の禁止等)を見直すべき。また、仲裁人にとってより魅力的な報酬体系を導入すべき。J C A Aの仲裁人報酬規定の背景にはあまりにも高水準な報酬とならないよう当事者保護という善意の意図が背景にあるが、国際比較で日本の報酬水準が低いこと、事案が複雑で、当事者の経験値も低い場合に仲裁人が事案の解決と妥当な判断を引き出すためにかなりの時間を要する場合もあることに留意し、J C A Aとして、他の仲裁機関の報酬体系も比較研究の上、将来的にどの報酬水準を目指すのかを固めるのが適切ではないか。(マーケルト外国法事務弁護士)
- J C A Aの仲裁規則は非常に複雑で国際スタンダードに照らして理解しにくい。国際的に認知されるためには、シンプルな仲裁規則を提供することが必要。DIS はアジアの大陸法の法域でより魅力的なものとなることを意識して仲裁規則を改訂している。J C A A規則に基づく仲裁人の報酬についても再検討の余地がある。S I A Cのように、J C A Aのトップに仲裁コミュニティにおけるビッグネームを登用して訴求することも重要。(ラオ氏)
- J C A Aルールは大陸法の法域に対して魅力的であり、海外のマーケティング活動の上でグローバルであることは重要であるが、マーケティングを容易に行う上でのスタートポイントとして大陸法の国々を対象とするのは一案。J C A Aのインタラクティブ仲裁は先進的すぎ、自分がクライアントに推奨するかは疑問。(マーケルト外国法事務弁護士)
- J C A Aのインタラクティブは、極めて短期間、低コストで納得のいく結論が得られ、大陸法における迅速、安価、適切な紛争解決としてプロモートできる。(田村氏)
- J C A A仲裁規則は非常によく考えられて作られており、インタラクティブ仲裁などは、新しいことに取り組んでいるとのアピール材料になる。ただし、やはり日本らしく規則が細かい印象を受けるため、もう少しシンプルな方が利用しやすいと思う。仲裁人の報酬についても、タイムチャージ制で遞減していく仕組み自体は、処理を早くするインセンティブになるため良い面があるものの、

円安もあって現在の設定レートはかなり低いように思われ、国際仲裁を専門にしている著名な仲裁人を集めるのは難しい。国際マーケットが存在することを認識し、それに応じた制度設計が必要。(フリーマン弁護士)

- J C A Aのウェブサイトからは、J C A Aがどのように組織されているかについて少人数しか言及されず、責任についての情報もなく、よくわからなかった。透明性が重要である。(ダサー氏)
- 日本は、歴史的な理由から比較的閉鎖的な法域として評価されており、これは偏見に基づくものであるとしても、そのように認識されていること自体を問題として捉え、仲裁手続及びサービスの開放・国際化のため、世界的に強いつながりを持つ仲裁協会や仲裁機関を設立するなどの大胆な措置が必要である。(ダサー氏)
- JCAA は、以前はマーケティングに関してあまり積極的ではないという印象を持っていたが、ここ最近は国際仲裁市場に積極的に関わっていると認識している。JCAA がもっと積極的に、音頭を取るような形で、日本における国際仲裁市場を前に進めていくべき。(キム氏)
- 海外に発信するに当たって、仲裁機関は非常に重要。仲裁機関は、日々国際仲裁を扱う中で、ノウハウやニーズを把握しており、その立場からアピールしていくことができる。韓国やシンガポールなどでも、仲裁機関自らが外国に行ってプレゼンなどを行なっている。(フリーマン弁護士)
- J C A Aは仲裁・調停部門だけではほぼ赤字であり、カルネ事業で賄っている。仲裁・調停部門は限られたスタッフで支えられている。外国人のケースマネージャーを雇ってはどうかと言われることもあるが、そういう状況ではないし、日本人弁護士を雇うとしてもコンフリクトの問題等もあってJ C A Aのケースマネージャーになると事務所全体としてJ C A Aの案件を受けられなくなるといった理由で日本の法律事務所は消極である。このような脆弱な基盤の上に立っているため、本気で仲裁振興するには、例えばJ C A Aを歴史的な母体である日本商工会議所に引き取ってもらうなどJ C A Aの在り方を抜本的に見直さなければならない。法務省では言うことを聞かないので、経産省の力を借りて、関係者を説得する必要がある。そうでなければ、仲裁件数の増減の波があるなかで、健全な財政運営を行っていくことはできない。(道垣内教授)



### 論点3 国内外の企業や法律実務家等に向けた意識啓発・広報

国内外の企業や法律実務家等に向けた、我が国を仲裁地とする紛争解決条項を盛り込むことの意義についての意識啓発・広報をより効果的・効率的に推進していくためには、どのような取組が有効か。例えば、次のようなものが考えられる。

#### 【国内外共通】

- ① 令和5年に改正され、最新の国際水準を備えた仲裁法制の広報
- ② 仲裁と調停を組み合わせた Arb-Med-Arb 等の実務への親和性のアピール

#### 【対国内】

- ③ 国内企業（特に中小企業）の意識啓発を目的とした、国内企業の代理人や顧問弁護士として契約締結交渉等に携わる弁護士への意識啓発
- ④ 日本を仲裁地とすることに親和的な分野・契約類型を専門とする企業及び法律実務家をターゲットとした意識啓発
- ⑤ 国内紛争解決にも当てはまる仲裁の利点（秘匿性の高さ等）を広報することによる、仲裁そのものへの国内企業の親和性の向上

#### 【対海外】

- ⑥ 海外企業の日本子会社・支店、外資系のインハウスへの広報
- ⑦ 海外企業向けイベントの開催
- ⑧ 日本の裁判所の仲裁に関する判断の適時・適切な英語発信
- ⑨ ICC等の海外の仲裁機関と連携した広報活動
- ⑩ 海外の中小企業に向けた、取引の際の契約書作成の重要性及び紛争解決条項の重要性についての意識啓発並びに重点地域の設定（例えば、ASEAN諸国）
- ⑪ 大陸法にルーツを持つ国（ドイツ、韓国等）と連携した、大陸法のニーズに対応可能な法制度のアピール

#### （参考：ヒアリング結果概要）

- 仲裁法をUNCITRALモデル法と整合させる2023年の法改正は、国際仲裁に親和性の高い法域としての日本の魅力を高めることが期待される。信頼される司法環境が整備されていることや、国際的な渡航が容易であることなどのインフラ面も、仲裁地としての日本の比較優位性として挙げられる。（ICC）
- 仲裁・調停関連三法の成立は、英語の雑誌などでもかなり取り上げられ、ポジティブなインパクトがあったと思われる。暫定保全措置なども色々な場面での利用が考えられる。ビジネスコートで仲裁事件を集中的に取り扱うという改正も重要であり、もっと海外発信してよい。（フリーマン弁護士）
- 日本仲裁の強みとしてArb. Med. Arb.があり、これを売りにすべき。（高取委員）
- Arb. Med. Arb. は、実際に何回か利用したが、同じ仲裁人が調停を進めることについてかなり配慮が必要であった。後で仲裁判断になった場合に、仲裁人に対

して話したことがネガティブに働くのではないかと心配が大きい。アジアのシビルロー国の中であれば利用価値がアピールできると思うが、それ以外の地域では他の手続も利用できるような対応が必要。(フリーマン弁護士)

- 中小企業にとっての現実的な紛争解決方法は、話し合いによる解決であることもあり、国際調停又は仲裁と調停の組み合わせは非常に有効。(新田弁護士)
- 仲裁の活用をより増加させるためには、日本企業が国際的な手続・英語で行われる手続及びそのアドバンテージ(一審制、エキスパートの仲裁人、秘匿性、国際的な強制執行の容易さ)について理解を深めることが重要。(マーケルト外国法事務弁護士)
- 5年間の調査等委託事業における意識啓発・広報活動は有効であった。仲裁条項の重要性についての企業法務部の理解は着実に深まっている。さらに、交渉を担当する事業部門向けセミナーを実施する必要がある。中小企業に対しては、法務部を有しないので、顧問弁護士となる企業法務担当の一般弁護士への啓発活動が重要。海外企業への周知啓発のため、日本に所在する外弁事務所、グローバル企業の日本支店への啓発を検討すべき。(東委員)
- 日本を仲裁地とすることができる契約類型は、海外からの対日投資に関する契約。(小原委員)
- 交渉力が同程度の相手に日本を仲裁地とすることを求めるのは現実的には難しいことが多い。日本企業に交渉力があり、日本を仲裁地とすることができる可能性が比較的高いと思われる契約類型は、例えば、①日本企業が海外企業に下請けに出す、②海外企業にライセンスを提供する、③海外企業と代理店契約をする場合の3類型。この場合に東京地裁専属管轄としていることがあると思われるが、執行可能性を考えれば仲裁の方が適切な例も多い。(東委員)
- 日本企業のバーゲニングパワーが強いケース又は当事者間のバーゲニングパワーが同等のケース並びに取引の性質上日本企業側の要求が通りやすいケース(販売店契約のメーカー側、ライセンス契約のライセンサー側などの場合)には、日本を仲裁地とできているケースが一定以上ある。(新田弁護士)
- 外資系企業の企業内弁護士のネットワークであるJICNがあるが、結局、仲裁地を選ぶ判断は本社となるため、東京にいるインハウスに周知しても足りない。どれだけ日本をアピールし、本社を説得できる材料があるかが重要。とはいえ、まずは外資系のインハウスにすらアプローチできていないので、ここにアプローチするのが一つの手。(高畑弁護士)
- 中小企業は国際仲裁など全く認識していないのが現状。また、契約書すら交換しない場合が多く、この点から改める必要がある、中小企業の海外進出支援と国際仲裁による紛争処理をセットで議論することが重要。ターゲットとしては中小企業がASEAN諸国、とりわけメコン諸国と取引するケースが考えられる。(中山委員)
- 日本の中小企業及びその支援を行う弁護士に対し周知しその理解を得ることが重要。国際仲裁・国際調停についてまだまだ敷居が高いと感じる中小企業も多いため、より平易に説明すること、ビジネス的なメリットも含めた国際取引の全体像の中で国際仲裁・国際調停を取り上げるなどの工夫もできる。また、

日本の中小企業がこれを希望した場合に、取引相手の理解が得やすくなるよう、海外に対する周知も同時並行で行うべき。一般的には契約書を締結しないまま、又は契約書の内容を十分に確認しないまま取引を進めている中小企業も多いと認識している。特に地方においては、中小企業の国際業務の法的支援をできる弁護士がまだ少なく、また、中小企業の側においても予防法務の必要性に関する認識が十分でないため、法的支援を受けないまま国際業務を進めてしまっているケースが多い。（新田弁護士）

- 海外取引をする企業が、紛争解決条項が大事なこと、交渉力の差はともかく、相手との交渉をすることが大事であることを認識することが大切。中小企業の中には、多くは必ずしも認識していない経営者が多い。全国の平均的弁護士は、経験や知見の乏しい仲裁手続をあえて顧客に推奨することはまずない。日常的に海外案件を取り扱わない弁護士に対しても、海外取引について相談を受けた際に、弁護士として仲裁をアドバイスしないことのリスクを啓発し、中小企業から相談を受ける普通の法律事務所のスキルを充実させることが大切。そのため大学法学部、法科大学院、司法修習の各段階で仲裁・調停について学ぶ機会を設けるほか、弁護士会で継続的な研修を行う大学など各段階で、学ぶ機会を設けるほか、弁護士会での研修などの継続的努力を行うほかない。（中井弁護士）
- ADR市場そのものの規模を拡大する必要があり、それには新しい市場セグメント（中規模企業、スタートアップ等）に訴求する必要があるため、企業に対するアプローチを細分化させていくことがよいと考える。（キム氏）
- 大企業は、仲裁とその他の手続との違いを分かっている法律専門家を擁しているが、中小企業には、そのような法務担当者はいないので、最も初歩的なことから始める必要がある。（シャルト氏）
- パンデミックの後、ICCやSIACのような重要な仲裁機関が日本において大規模な仲裁イベントを開催し、海外から大きな関心を集めている。（マーケルト外国法事務弁護士）
- 仲裁地としての魅力を高めるためには、パリ仲裁ウィーク、ロンドン仲裁ウィーク、香港仲裁ウィーク等のイベントがある。しかし、これらのイベントで年間カレンダーが既に埋まってしまっていることを考えると、日本で全く新しい仲裁ウィークを設けることは難しいかもしれない。ICCのような世界有数の仲裁機関との共同イニシアチブはより現実的な方法。（ICC）
- ドイツやフランスなど大陸法がベースのヨーロッパの仲裁人・実務家と、同じく大陸法がベースの日本や韓国等の仲裁人・実務家との連携や協力は、手続上の期待と仲裁手続の効率的な実施に対する利害がほぼ一致していることから、仲裁調停の世界的な振興に、非常に大きな可能性がある。（マーケルト外国法事務弁護士）

#### 論点4 人材育成

国際舞台で活躍する仲裁人・仲裁代理人の育成のため、どのような取組を推進すべきか。例えば、次のようなものが考えられる。

- ① 大学法学部やロースクールを対象とした人材の掘り起こし（インカレコンペの実施等を含む。）
- ② コモンローの実務に精通した人材の育成
- ③ 英国仲裁人協会（C I A r b）等の資格認定基準を満たした人材の輩出
- ④ 仲裁と調停を組み合わせた Arb-Med-Arb 等の実務に精通した人材の育成

（参考：ヒアリング結果概要）

- J C A Aに国際スタンダードを満たした仲裁人がいることをアピールすべきであり、そのために、英国仲裁人協会（C I A r b）等との連携を進めるべき。（高取委員）
- この5か年でJ A Aが政府の関与の下でJ I D R Cとも連携して活動することができたことは、海外アピールの面でも成果である。コロナ禍でもウェビナーを精力的に開催するなど、多数のセミナー等の広報活動・人材育成の研修を実施することができた。（J A A）
- 人材育成は大事であり、MOUを締結してロースクールとの提携をしたり、インターカレッジコンペという学生向けの大規模なイベントを企画したりし、人材の掘り起こしをしてきた。最近はC I A r bという英国の仲裁関連団体の行う仲裁人のスキル認定プログラムの受験者も増えるなど成果が現れている。（J A A）
- シンガポールは、国内の2つの大学で国際仲裁に特化した修士号プログラムを有している。優秀な生徒には、海外留学のための奨学金が政府から与えられる。日本でも、ロースクールにおいて国際仲裁に特化した英語によるプログラムを提供し、日本人だけでなく海外の留学生も取り込んではどうか。（ラオ氏）
- 海外では仲裁の伸興のために若手が活動に中心に関わることも増えてきており、今後は、日本人もいつまでも下積みではなく、年次に応じた国際的な活躍ができる可能性に期待。（J A A）
- 若い仲裁弁護士を層厚く育てることが必要である。（小松弁護士）
- D I Sでは、若手に対してインターンシップやメンターシップ・プログラムを提供するなどして専門的に学ぶための環境を整備している。大学等において仲裁教育をカリキュラムに組み入れてもらいたいが、一般的には実現されておらず、任意履修科目にとどまっている。そのほか、D I S 4 0という4 0歳未満の仲裁実務家から成るグループがあり、イベント等の活動を行っている。（シャルト氏）
- 過去1 0年でI C Cにおける日本人の仲裁人の数はゼロから3人の間で安定している。その理由は、近年、日本人の当事者数が有意に増加していないため、日本人仲裁人が日本人当事者から指名されることが少ないこと、I C C裁判所が仲裁人を指名する場合、通常、仲裁人1名の場合に当事者と同じ国籍の仲裁

人を指名しないことなどである。(ICC)

- 過去5年間で仲裁コミュニティはなかなか広がってこなかったのが実際であり、JAAは仲裁人の人材育成にもう少しポイントを置くべきであった。取引法の世界ではコモンローより大陸法系の方が多いにもかかわらず、コモンローの実務家ばかりが仕切っている仲裁コミュニティの流れを変える必要がある。取引にはファイナンスが付き物であるが、ファイナンスはコモンロー一辺倒、かつ、紛争解決条項は仲裁となっている。したがって、ファイナンスに引っ張られて取引に関する契約もコモンローの実務家が仲裁人に選ばれるのは必然である。日本でも、コモンローの感覚を学んでいくなど、仲裁人の人材育成にもう少しポイントを置くべき。(高畑弁護士)
- 近時、仲裁に関わる日本の弁護士の認知度・国際的評価は向上している。国際仲裁では、実務家は自国の法域の外で国際的な実務を行うのが本来の姿。(マーケット外国法事務弁護士)
- そもそも論だが、海外企業と日本を仲裁地とすることは、交渉力だけでなく、法文化や、日本という人に対する、国際的地位を高めることが大事だと思う。日本の国際的信頼なくして、日本を仲裁地とする選択はないと思う。法曹も含めて、海外での活躍を強く期待。(中井弁護士)
- 日本法や日本の慣習を理解する仲裁人の人材確保は非常に重要であり、外国の仲裁機関にこのような仲裁人が増えれば、中小企業にとっても日本以外で仲裁を行うことへの不安は軽減できる。(新田弁護士)
- ヨーロッパなどでは、仲裁人はキャリアオプションの一つであり、フルタイムの仲裁人も多い。K C A Bでは、そういった点を認識した上で、仲裁人のためのトレーニングプログラムを提供している。暗号通貨やA Iなど、5年先のK C A Bにとって役立つようなスキルセットを持つ仲裁人を養成することが重要と考えている。(キム氏)

## 論点5 仲裁審問施設の整備

利便性や海外ユーザーへの訴求力等の観点から、仲裁審問専用施設の存在は有益であるとの意見が多く見られたが、調査委託事業における JIDRC の取組の経験も踏まえ、今後の仲裁審問施設の整備はどのようにして進められるべきか。例えば、次のような要素を検討する必要があると考えられる。

- ① オンライン審問の普及も踏まえた仲裁審問施設の在り方（立地条件・規模・設備・サービス等を含む）
- ② 施設の保持・運営に係る費用負担の在り方（民間による施設運営の可能性、政府による支援の在り方）

（参考：ヒアリング結果概要）

- 虎ノ門施設は、オンライン対応、予約対応、テクニカルサポート、料金面で、世界トップクラスの運営を行うことができた。他方で、東京都心において、自前施設をもって自立運営をするには採算が取れないことが明らかになった。この原因はコロナの影響だけではなく、収支計画が甘かった。諸外国では何らかの形で施設に政府が財政支援をしている。今後、東京に自前の施設を仮に持つ場合には、これまでよりも規模を縮小したものとするなどとも考えられる。現在は、仲裁に適した既存の会議室をピックアップしてウェブページ上に掲載する方式を当面実施しているが、十分な情報提供ができていないのかは検討が必要。（JIDRC）
- 審問施設が東京にあることは、日本企業にとって非常に便利であり、海外から著名な仲裁人が集まることから啓発にも有用。虎ノ門施設利用が伸びなかった原因は、開業直後にコロナで十分にプロモーションができなかったことと、企業への周知不足である。また、コロナによる紛争解決手続のIT化への対応でシンガポールに後れを取った。（高畑弁護士）
- 虎ノ門施設のような審問施設が日本にも必要。審問施設の存在を理由として仲裁地を選ぶことは稀であるが、当事者同士が仲裁条項の交渉をし、仲裁地を決定する際に、仲裁地における審理の容易さは心理的な役割を果たす。仲裁場所として、日本は有名で人気のある観光地であり、当事者にも仲裁人にも重宝されている。日本は安全かつ秩序があり、組織化されており、現在の為替レートも決して高くはない。不足しているのは、虎ノ門施設のような最新鋭で国際的に認められた中立的な審問施設である。なお、ドイツには、公的な財政支援を受けた有力な仲裁施設は1つもないが、そのことはドイツにおける国際仲裁の足かせとなっているわけではない。ヒアリングは、大規模法律事務所、ホテル、会議場、商工会議所、または新しい民間の審問施設で行われる。（マーケルト外国法事務弁護士）
- 地方の中小企業及び支援弁護士の立場では、仲裁条項の交渉においても、実際審問を行うことになった場合にも、やはり日本国内に審問施設があると有難い。（新田弁護士）
- スイスでは仲裁専門施設について政府の支援を受けておらず、通常は、ホテル

や仲裁人の1人の法律事務所を借りて仲裁審問等を行っているが、これまで特に問題を生じたことはない。仲裁のプラットフォームとして「Swiss Arbitration Hub」というウェブサイトがあり、誰でもスイス全国で利用可能な審問施設に関するさまざまな情報を無料で入手することができる。このウェブサイトは、主にASAによって資金提供されている。（ダサー氏）

- 仲裁は当事者主義に基づき柔軟に手続きができることが重要であり、専門的な仲裁施設がなかったとしても、仲裁を行うことは可能。ただし、当事者が外国から来て安心感を与えるという点では、専門的な小さい施設があることはプラスになる。JIDRC施設も利用したが、ハイレベルな設備があり、ノウハウを持ったITの専門家もいて、外国仲裁人の評価も非常に高かった。（フリーマン弁護士）
- コロナ禍のオンライン手続では、証人へのコーチングの防止やカメラ機器のセッティングなどの環境面が議論になったが、大きな問題は生じなかった。秘匿性やセキュリティを確保するため、プロコトルを持つことが重要。（ヒックマン氏）
- 仲裁施設は、単体で利益を上げることができるとはならず、シンガポールなどは、海外からの訪問客による経済効果も含めて考えている。また、初日から利益が上がるわけではなく、5年、10年経ってから収支のつり合いが取れ始める。IDRCは国際仲裁が中心だが、それ以外にも調停や、スポーツ団体や医療団体など各専門家団体の手続にも使用されている。（ヒックマン氏）
- IDRCの設立に当たっては多くの実務家が出資したが、投機的な出資ではなく、ロンドンに施設が必要だとの思いから。私自身は、政府が施設に支援するという考えはなく、政府から独立していることが重要であった。現在、政府が我々の取組をプロモートしてくれることもあるが、あまり密な関りは持つべきではないというのが我々の考え方。（ヒックマン氏）
- ドイツの仲裁施設には政府からの資金援助はなく、民間主導で運営されている。仲裁専用施設がないからといって、国際仲裁の効果的な利用が損なわれているわけではない。仲裁審問は、ホテルや会議室、法律事務所などで行われている。テクノロジーの進歩により、バーチャルヒアリングも一般的になってきている。（シャルト氏）
- 審問施設の確保は、外国のオーケストラを聴きたいからまずはコンサート・ホールを作ろうという話のように聞こえていた。少なくとも東京や大阪といった大都市には、ホテルなど機能的に十分な施設が数多くあり、個々のニーズに応じて借りればよい。専用施設もないよりはあった方がいいとは思いますが、民間で作ることができればそれでよく、それを国民の負担でやるということにならないと思われるし、仲裁件数が増えてくれば仲裁機関自らが施設を作らさう。「法の支配」を掲げて行う国家政策としては、ソフト面を中心に行うべきである。（道垣内教授）

## **論点6 仲裁振興事業の実施体制・連携**

- 1 仲裁振興事業を行うに当たって、政府（関係省庁）の関与の在り方はどうあるべきか。
- 2 各種仲裁振興事業の実施体制はどうあるべきか（どの主体が責任を持って／主体的に何を実施すべきか）。また、政府、関連機関の連携はどうあるべきか。例えば、次のような点についての検討を要すると考えられる。
  - ① 各関係機関（仲裁機関、仲裁振興団体、弁護士会、経済団体、政府等）の果たすべき役割
  - ② 国内仲裁機関と他の仲裁振興団体の連携の在り方
  - ③ 国内仲裁機関と海外仲裁機関の連携の在り方
  - ④ 経済団体との連携の在り方
  - ⑤ 日本を拠点とする外国人仲裁実務家との連携の在り方

### **（参考：ヒアリング結果概要）**

- 仲裁振興には、JCAAや経済団体とのより緊密な協力が必要であるが、民間だけで連携構築体制を構築するのは限界がある。法務省はじめ主管官庁が調整力を発揮してもらいたい。JIDRCは、基本的に内部の弁護士たちによるボランティア運営であり、持続可能ではない。（JIDRC）
- 日本を拠点に仲裁実務をしている外国の方は、仲裁コミュニティではとても重要な人が多い。日本からの発信でも役立つし、海外でのグローバル実務を取り入れる上でも役立つ。（JAA）
- 海外のユーザーは、仲裁に注力しており、政府の影響や統制から独立している機関に強い親和性を感じるであろう。政府の関与は、現実的な問題として引き続き必要とされるかもしれないが、資金面や様々な形での積極的な支援にとどまるかもしれない。ドイツの仲裁振興は、DISと連携して法曹界を通じて行われる。政府は協力的に見えるが、それほど関与しているとは思えない。（マーケルト外国法事務弁護士）